

令和7年度 第1回 にかほ市地域公共交通活性化協議会

日 時 令和7年6月23日(月)
午後1時30分～

場 所 にかほ市役所
象潟庁舎 大会議室

次 第

1. 開会

2. 議事

案件第1号 令和6年度事業報告及び決算報告(会計監査報告)について …【資料1】

案件第2号 令和7年度事業計画(案)及び予算(案)について …【資料2】

案件第3号 令和8年地域公共交通計画(地域内フィーダー系統)認定申請について…【資料3】

案件第4号 規約の一部改正について …【資料4】

3. その他

～ メ モ ～

令和7年度 にかほ市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

区分	No.	所属	職名	氏 名
1号	1	にかほ市	副市長	本 田 雅 之
2号	2	東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社	企画総務部 担当部長	小 田 原 博
	3	羽後交通株式会社	取締役社長	齋 藤 善 一
	4	株式会社象潟合同交通	事業部長	須 藤 智 和
3号	5	東北運輸局 秋田運輸支局	首席運輸企画専門官	平 太 志
	6	秋田県 観光文化スポーツ部 交通政策課	地域交通対策監	山 平 路 春
	7	秋田県由利地域振興局 総務企画部	地域企画課長	大 森 章 英
	8	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	事務所長	尾 崎 精 一
	9	秋田県由利地域振興局 建設部	次長	伊 藤 浩
	10	にかほ市 農林水産建設部	部長	阿 部 光 弥
	11	由利本荘警察署	交通課長	佐 藤 勇 人
4号	12	にかほ市自治会長連絡協議会	会 長	大 橋 次 雄
	13	象潟自治会長連絡協議会	上郷地区	兼 松 日 出 夫
	14	金浦自治会長連絡協議会	大竹地区	今 野 一 夫
	15	仁賀保地区自治会代表会	小出地区	小 松 幸 一
	16	仁賀保地区自治会代表会	釜ヶ台地区	荘 司 友 勝
	17	地域公共交通利用者代表		伊 東 温 子
	18	公募委員		浅 野 敏 子
5号	19	にかほ市商工会	副会長	渡 部 幸 悦
	20	一般社団法人にかほ市観光協会	会 長	辻 正 美
	21	にかほ市社会福祉協議会	副会長	三 島 清
	22	にかほ市老人クラブ連合会	会 長	高 階 峯 生
	23	にかほ市地域婦人団体連絡協議会	会 長	村 上 和 美
	24	にかほ市PTA連合会	会 長	伊 藤 徹
6号	25	秋田県立大学システム科学技術学部 経営システム工学科	教授	嶋 崎 真 仁
7号	26	にかほ市 商工観光部	部 長	池 田 智 成
	27	にかほ市 市民福祉部	部 長	佐 々 木 修
	28	にかほ市 教育委員会	教育次長	佐 藤 喜 仁
事務局	にかほ市 企画振興部 連携推進課			

令和7年度 第1回にかほ市地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

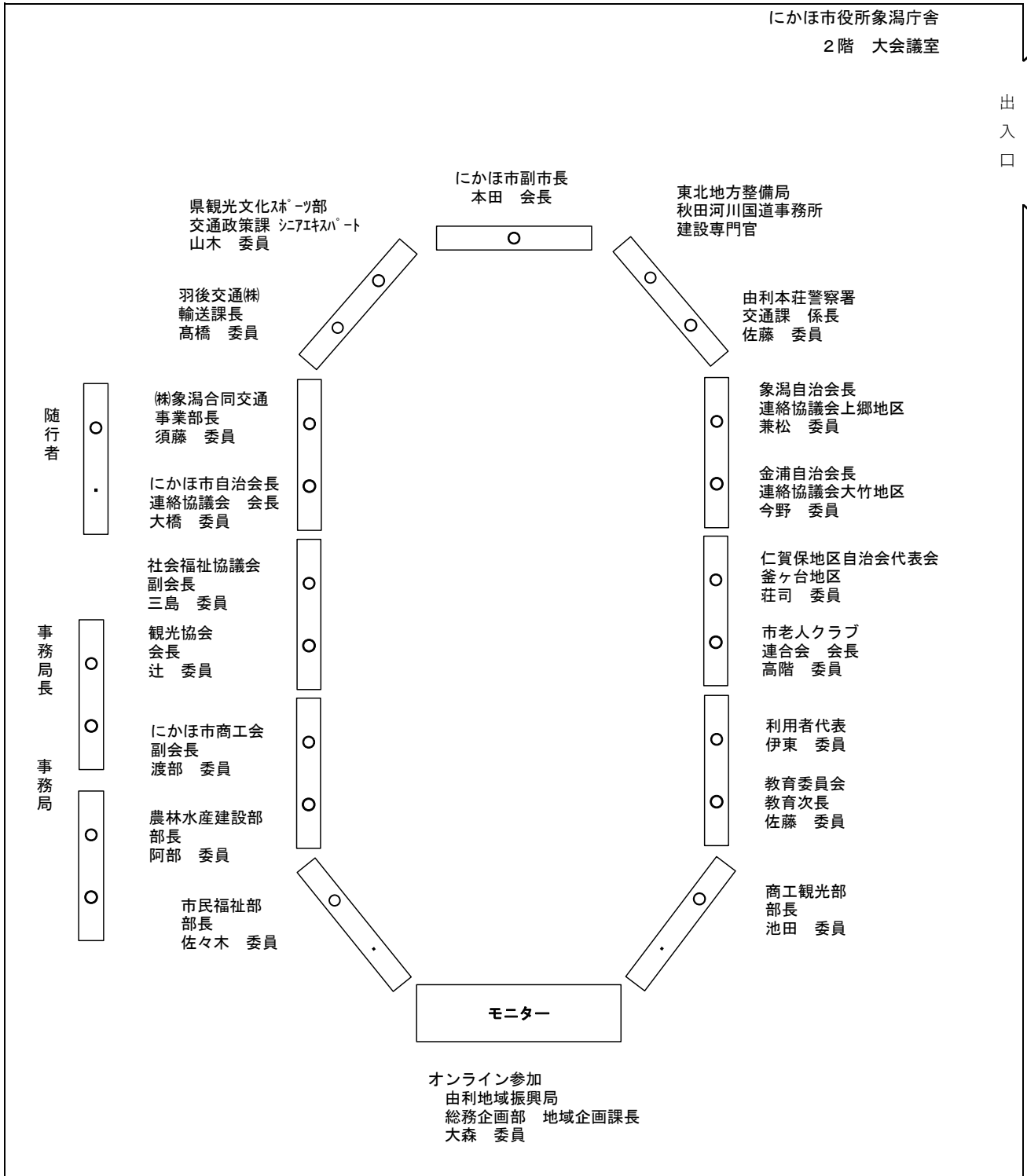
No.	所 属	職 名	氏 名	出 欠	備 考
1	にかほ市	副市長	本 田 雅 之	○	
2	東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社	企画総務部 担当部長	小 田 原 博	×	
3	羽後交通株式会社	輸送課 主任	高 橋 博 孝	○	
4	株式会社象潟合同交通	事業部長	須 藤 智 和	○	
5	東北運輸局 秋田運輸支局	首席運輸企画専門官	平 太 志	×	
6	秋田県 観光文化スポーツ部 交通政策課	シニアエキスパート	山 木 將 弘	○	
7	秋田県由利地域振興局	総務企画部 総務企画課長	大 森 章 英	○	オンライン
8	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	建設専門官	児 玉 仁 志	○	
9	秋田県由利地域振興局	建設部 次長	伊 藤 浩	×	
10	にかほ市 農林水産建設部	部長	阿 部 光 弥	○	
11	由利本荘警察署	交通課長	佐 藤 勇 人	○	
12	にかほ市自治会長連絡協議会	会 長	大 橋 次 雄	○	
13	象潟自治会長連絡協議会	上郷地区	兼 松 日 出 夫	○	
14	金浦自治会長連絡協議会	大竹地区	今 野 一 夫	○	
15	仁賀保地区自治会代表会	小出地区	小 松 幸 一	×	
16	仁賀保地区自治会代表会	釜ヶ台地区	荘 司 友 勝	○	
17	地域公共交通利用者代表		伊 東 温 子	○	
18	公募委員		浅 野 敏 子	×	
19	にかほ市商工会	副会長	渡 部 幸 悦	○	
20	一般社団法人にかほ市観光協会	会 長	辻 正 美	○	
21	にかほ市社会福祉協議会	副会長	三 島 清	○	
22	にかほ市老人クラブ連合会	会 長	高 階 峯 生	○	
23	にかほ市地域婦人団体連絡協議会	会 長	村 上 和 美	×	
24	にかほ市PTA連合会	会 長	伊 藤 徹	×	
25	秋田県立大学システム科学技術学部 経営システム工学科	教授	嶋 崎 真 仁	×	
26	にかほ市 商工観光部	部 長	池 田 智 成	○	
27	にかほ市 市民福祉部	部 長	佐 々 木 修	○	
28	にかほ市 教育委員会	教育次長	佐 藤 喜 仁	○	
	にかほ市 企画振興部 連携推進課	事務局			

随行者

株式会社象潟合同交通	本社営業所運行管理者	小 川 美 幸	随行者
------------	------------	---------	-----

出席 20
欠席 8

令和7年度 第1回にかほ市地域公共交通活性化協議会 席次表



令和6年度事業報告

月 日	項 目	備 考
5月24日	第1回 地域公共交通活性化協議会 ・案件1 副会長及び監事の選任について ・案件2 令和5年度事業報告及び決算報告(会計監査報告) ・案件3 令和6年度事業計画及び事業予算 ・案件4 AI オンデマンド交通「チョイソコにかほ」実証運行について ・案件5 市コミュニティバスのダイヤ改正について ・案件6 にかほ市地域公共交通計画の修正(追加)について	出席者:20人
6月26日	第2回 地域公共交通活性化協議会 ・案件1 令和5年度地域公共交通確保維持改善計画について	書面協議
1月24日	第3回 地域公共交通活性化協議会 ・案件1 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業に関する一次評価について	書面協議
2月25日	第4回 地域公共交通活性化協議会 ・案件1 にかほ市コミュニティバスのダイヤ改正について ・報告1 路線バスの運賃改定について ・報告2 仁賀保駅及び金浦駅の乗車券発売窓口の営業時間変更について	出席者:18人

※1 地域公共交通確保維持改善計画とは・・・地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請(国庫補助金)に係る計画となり、本協議会の承認を得て、国土交通省へ申請。

※地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金とは・・・

地域間を結ぶ幹線(JR 羽越本線や路線バス本荘象潟線)を補完し、接続する支線(市コミュニティバスの一部系統)が補助対象となる。補助要件を満たし交付が決まると、運行経費の最大2分の1の補助が受けられる。

◇令和6年度コミュニティバス利用者集計票（令和6年4月～令和7年3月）

院内・小出線	項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計人数	前年合計人数
	小中学生・障がい者	90	70	83	94	72	68	84	64	72	74	74	77	922	643
	75歳以上・免返	354	341	340	373	368	397	404	310	361	260	281	314	4,103	4,365
	一般利用者	101	133	111	152	122	92	126	70	63	35	69	70	1,144	1,464
	合計人数	545	544	534	619	562	557	614	444	496	369	424	461	6,169	6,472
釜ヶ台線	項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計人数	合計人数
	小中学生・障がい者	192	231	241	155	72	201	263	211	190	152	200	170	2,278	2,141
	75歳以上・免返	150	135	126	155	123	150	171	120	147	102	103	132	1,614	1,774
	一般利用者	110	81	118	112	150	123	142	111	89	73	83	92	1,284	1,178
	合計人数	452	447	485	422	345	474	576	442	426	327	386	394	5,176	5,093
大竹線	項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計人数	合計人数
	小中学生・障がい者	40	33	46	55	85	48	73	58	56	57	35	67	653	305
	75歳以上・免返	518	466	478	423	448	436	534	492	503	403	419	533	5,653	5,828
	一般利用者	128	104	93	121	130	123	120	127	135	126	192	125	1,524	1,762
	合計人数	686	603	617	599	663	607	727	677	694	586	646	725	7,830	7,895
上郷・長岡線	項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計人数	合計人数
	小中学生・障がい者	171	163	177	177	82	162	167	156	128	128	131	96	1,738	2,288
	75歳以上・免返	197	245	222	202	192	203	219	186	173	154	171	181	2,345	2,466
	一般利用者	58	25	35	21	46	32	34	31	41	27	25	37	412	550
	合計人数	426	433	434	400	320	397	420	373	342	309	327	314	4,495	5,304
上郷・小滝線	項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計人数	合計人数
	小中学生・障がい者	539	562	545	484	296	566	661	548	544	453	529	405	6,132	3,841
	75歳以上・免返	601	541	578	606	629	575	673	573	606	520	458	576	6,936	6,297
	一般利用者	104	118	139	124	196	140	219	104	148	108	113	138	1,651	1,555
	合計人数	1,244	1,221	1,262	1,214	1,121	1,281	1,553	1,225	1,298	1,081	1,100	1,119	14,719	11,693
平沢線	項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計人数	合計人数
	小中学生・障がい者	73	79	90	90	137	144	134	173	151	102	140	134	1,447	826
	75歳以上・免返	443	412	339	425	426	452	470	423	525	388	433	520	5,256	5,197
	一般利用者	27	28	31	42	43	29	31	25	32	25	37	13	363	456
	合計人数	543	519	460	557	606	625	635	621	708	515	610	667	7,066	6,479
小砂川線	項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計人数	合計人数
	小中学生・障がい者	302	332	310	359	279	368	382	321	279	263	302	270	3,767	979
	75歳以上・免返	12	7	8	115	187	202	239	242	237	214	203	276	1,942	36
	一般利用者	14	12	5	88	116	111	98	89	94	48	53	82	810	38
	合計人数	328	351	323	562	582	681	719	652	610	525	558	628	6,519	1,053
全路線	項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計人数	合計人数
	小中学生・障がい者	1,407	1,470	1,492	1,414	1,023	1,557	1,764	1,531	1,420	1,229	1,411	1,219	16,937	11,023
	75歳以上・免返	2,275	2,147	2,091	2,299	2,373	2,415	2,710	2,346	2,552	2,041	2,068	2,532	27,849	25,963
	一般利用者	542	501	532	660	803	650	770	557	602	442	572	557	7,188	7,003
	合計人数	4,224	4,118	4,115	4,373	4,199	4,622	5,244	4,434	4,574	3,712	4,051	4,308	51,974	43,989

令和6年度 にかほ市地域公共交通活性化協議会収支決算書

収入総額	293,557 円
支出総額	293,557 円
差引残額	0円

【 歳 入 】

(単位:円)

款	項	目	決算	予算	増 減	内 訳
1 負担金	1 負担金	1 負担金	293,262	600,000	△ 306,738	にかほ市より
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑収入	295	1,000	△ 705	預金利息
			293,557	601,000	△ 307,443	

【 歳 出 】

(単位:円)

款	項	目	決算	予算	増 減	内 訳
1 運営費	1 会議費	1 会議費	92,452	297,000	△ 204,548	委員報酬 74,400円 費用弁償 9,472円 振込手数料 8,580円
	2 事務費	2 事務費	7,505	30,000	△ 22,495	消耗品(コピー用紙、ホチキス針 他)
2 事業費	1 事業費	1 事業費	193,600	270,000	△ 76,400	・公共交通マップ 193,600円
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	4,000	△ 4,000	
			293,557	601,000	△ 307,443	

会 計 監 査 報 告 書

にかほ市地域公共交通活性化協議会
会長 本 田 雅 之 様

令和 6 年度にかほ市地域公共交通活性化協議会会計について、諸
帳簿、決算書、預金通帳および関係書類に基づき監査した結果、そ
の内容が適正かつ経理事務が正確であることを認めます。

1. 監査期日

令和 7 年 6 月 2 0 日

2. 監査対象

令和 6 年度にかほ市地域公共交通活性化協議会会計

令和 7 年 6 月 2 3 日

にかほ市地域公共交通活性化協議会

監事 大橋 次雄

監事 伊東 温子

令和7年度事業計画(案)

月 日	項 目	備 考
6月23日	第1回 地域公共交通活性化協議会 ・令和6年度事業報告及び決算報告(会計監査報告)について ・令和7年度事業計画(案)及び予算(案)について ・令和8年度地域公共交通計画(地域内フィーダー系統)認定申請について ・規約の一部変更について	
11月 or 12月	・地域公共交通促進啓発事業 「地域交通 講演会(仮)」 講師:地域交通東北仕事人 NPO 法人いわて地域づくり支援センター 常務理事 若菜 千穂 氏	
1月中旬	第2回 地域公共交通活性化協議会 ・令和7年度地域公共交通確保維持改善事業に対する事業評価について	
2月中旬	第3回 地域公共交通活性化協議会 ・にかほ市コミュニティバスの路線再編及びダイヤ改正について(仮)	
	にかほ市公共交通マップ冊子版作成印刷	

令和7年度 にかほ市地域公共交通活性化協議会収支予算書(案)

収入総額 651,000 円

支出総額 651,000 円

差引残額 0 円

【 歳 入 】

(単位:円)

款	項	目	本年度	前年度	増 減	内 訳
1 負担金	1 負担金	1 負担金	650,000	600,000	50,000	にかほ市より
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑収入	1,000	1,000	0	預金利息
			651,000	601,000	50,000	

【 歳 出 】

(単位:円)

款	項	目	今年度	前年度	増 減	内 訳
1 運営費	1 会議費	1 会議費	297,000	297,000	0	委員報酬 75千円(12人)×3回 費用弁償 12千円(12人)×3回 振込手数料 12千円(12人)×3回
	2 事務費	2 事務費	30,000	30,000	0	消耗品、通信運搬費
2 事業費	1 事業費	1 事業費	320,000	270,000	50,000	・地域交通促進啓発事業 100千円 ・公共交通マップ印刷事業 220千円
3 予備費	1 予備費	1 予備費	4,000	4,000	0	
			651,000	601,000	50,000	

1. フィーダー補助の概要

参照（国土交通省公表資料）

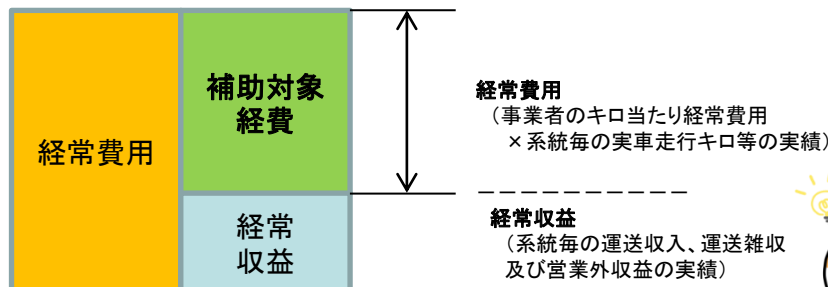
そもそも「フィーダー補助金」とは・・・？

- 正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」（通称：フィーダー補助）
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つ
- 幹線系統を補完する、赤字の支線（フィーダー）の運行経費に対する補助
- 補助対象事業者は**活性化法法定協議会**



補助率は・・・？

- 補助率は補助対象経費※1の1／2
- ※1 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- **ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1／2を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる**
 - 自治体毎の補助上限額については毎年(9月頃)発出される通知文の算定式を基に算出



補助対象経費算定方法 イメージ

赤字（経常費用＞経常収益）の系統に対する補助金です。
（系統毎に判断するため、運行事業者の事業全体の収支状況が赤字であることは要件ではありません！）



主な補助要件

- 地域公共交通計画(本体)に運行系統の位置付け・役割、確保維持改善事業の必要性、運行系統に係る事業及び事業の実施主体の概要、定量的な目標・効果及び評価手法の記載があること
- 一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は一般乗用旅客自動車運送事業者による運行
(注意)道路運送法21条許可による運行は補助要件を全て満たしていたとしても一律補助対象外です！！
- 補助対象地域間幹線バス系統と接続※1するものであること／過疎地域等の交通不便地域を通り、地域間交通ネットワーク※2と接続するものであること(通称:接続性)
- 新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること(通称:新規性)※3または従前よりフィーダー対象であること
- 補助対象期間の末日(9月30日)において引き続き運行されるものであること
- 1回当たりの乗車人員が2人以上であること(定時定路線型の場合に限る。)
- 計画運行回数に対する実績の運行回数の運行割合が30%以上ある系統

※1「接続」とは同じ停留所を共有する他、近接、乗り継ぎを考慮されたダイヤ設定や乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置がとられているもの

※2「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統(複数市町村にまたがる平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの)、鉄道、航路、航空路

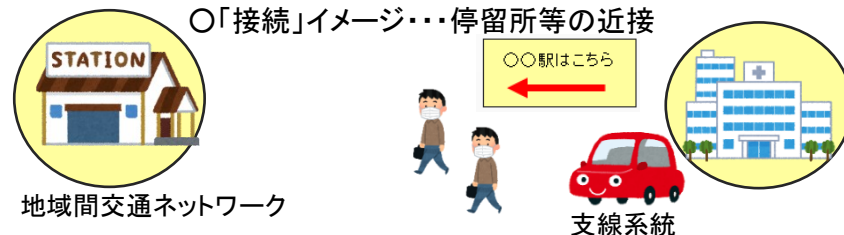
※3利便増進計画・運送継続計画に位置付けられた運行系統については新規性要件が緩和される(補助対象期間は各計画の認定期間に限る)

○「接続」イメージ…停留所等の共有



幹線系統と支線系統で同じ停留所を活用して、お互いの系統に乗り継ぎができます！

○「接続」イメージ…停留所等の近接



駅近くの病院まで行って、徒歩で駅まで行くことで乗り継ぎができます！

1. フィーダー補助の概要

補助対象系統に係る補助要件を満たすほか、**地域公共交通計画(本体)において、補助系統の地域の公共交通における位置付け、補助事業の必要性等**を記載すること

地域公共交通計画へ記載する事項

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割

補助系統について、地域に存在する様々な公共交通全体の中でどのような位置付けとなるのか明示。(幹線・支線なのか、どのような役割を担っているのかなどを記載する想定)

2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

補助対象の地域の公共交通における位置付け・役割を踏まえて、**なぜ地域公共交通確保維持事業が必要となるのかを記載(補助系統の必要性ではないので要注意!!)**

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

補助系統を明示するとともに、それぞれの事業内容や実施主体について記載。**あわせて、車両の更新**などの事業の方向性を記載。

4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用にかかる国又は地方公共団体の支出の額その他定量的な目標・効果及びその評価手法

地域公共交通計画全体の定量的な目標を設定し、定量的な目標に関する評価手法等について記載(個別の補助系統の目標及び目標に関する評価手法等は別紙に記載)

※地域公共交通計画別紙に記載する事項

- ・地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- ・定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
- ・地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組(幹線系統)
- ・その他、詳細な事項

- ・補助系統の概要及び運送予定者
- ・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
- ・車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項

⇒別紙には、補助系統等に関する詳細な事項を記載し、毎年度の認定申請の際に提出。

交通計画と補助金の連動については「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット」
(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001480550.pdf>)をご覧ください！



地域内フィーダー系統の認定申請について

1. 地域公共交通計画との関係性

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとする場合は、地域公共交通計画に必要事項を記載する必要がある。

2. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の概要

※次頁参照（国土交通省公表資料）

3. 補助対象者

にかほ市地域公共交通会議

※補助金は、にかほ市地域公共交通会議の口座に一旦入り、その全額を市へ納入。

4. 補助対象となる系統

- 院内・小出線② ●釜ヶ台線①②③ ●大竹線① ●上郷・小滝線①③
- 上郷・長岡線⑤ ●平沢線② ●小砂川線①②

5. 主な補助要件

地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載されていることを前提として、

①補助対象地域間幹線バス系統（複数の市町村をまたがる系統（H13.3.31 時点））を補完するものであること又は過疎地域など交通不便地域の移動確保を目的とするものであること。

②補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること。

③新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること。

④乗車人員が2人/1回以上であること。（路線定期運行のみ）

⑤経常赤字が見込まれること。

6. 補助率

自治体毎に設けられる補助上限額または補助対象経費の1/2のいずれか。

※補助対象経費：補助対象経常費用と経常収益の差額

7. 計画の認定申請から補助金交付までのスケジュール

R7.6	R7.9	R7.10 ～ R8.9	R8.11	R9.1	R9.2	R9.3	R9.4
R8補助金交付申請	R8補助金交付申請	R8事業実施期間	R8補助金交付申請	R8事業評価（二次）	R8事業評価（二次）	R8補助金交付決定	R8補助金交付

様式第 1 - 1 （日本産業規格 A 列 4 番）

令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 にかほ市地域公共交通活性化協議会
住 所 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1
代 表 者 氏 名 会長 本田 雅之

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）

令和 7 年 6 月 日

（名称）にかほ市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

にかほ市においては、鉄道 1 路線、路線バス 2 路線、コミュニティバス 7 路線、タクシー会社 1 社により構成されている。

にかほ市コミュニティバスは、平成 20 年の生活バス路線廃止に伴い、代替運行としてコミュニティバス運行を開始し、交通弱者の通院や買い物のための移動手段として、きめ細かな運行を行うとともに、利用実績や地域住民からの要望等を踏まえて、運行経路の変更や運賃の引き下げなど利用者の利便性の向上に努めてきた。

しかしながら、自家用車の保有率は依然として高く、さらに少子高齢化や人口減少により、公共交通機関の利用者の減少が継続しており、行政負担の増加が見込まれている。

また、自らが移動手段をもたない交通弱者は潜在的に存在し、地域公共交通の役割は必要不可欠となっている。

こうしたことから、公共交通の利便性を高めるとともに、幹線と連結している支線を確保・維持することで、市民の生活の「足」の確保及び外出機会の創出につながるものであり、且つ、公共交通のネットワークの再構築を図るうえで、コミュニティバス運行は必要不可欠な地域公共交通となっている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

ダイヤ改正等により利便性の向上を図り、令和 6 年の輸送人員実績値から 1%以上、それぞれの路線について輸送人員を増加させることを目標とする。

輸送人員			
現路線	実績 【令和 6 年】 (R5. 10～R6. 9)	目標値 【令和 8 年】 (R7. 10～R8. 9)	目標値 【令和 9 年】 (R8. 10～R9. 9)
院内・小出線	6,395 人	6,459 人	6,524 人
釜ヶ台線	5,228 人	5,281 人	5,334 人
大竹線	7,736 人	7,814 人	7,893 人
上郷・長岡線	4,889 人	4,938 人	4,988 人
上郷・小滝線	12,934 人	13,064 人	13,195 人
平沢線	6,604 人	6,671 人	6,738 人
小砂川線	3,810 人	3,849 人	3,888 人
合計	47,596 人	48,076 人	48,560 人

(2) 事業の効果
地域内フィーダー系統を新設及び確保することで、以下の効果が期待できる。 ・各駅への接続による中心市街地の活性化 ・既存公共交通との連携による効率的な運行体系の実現 ・高齢者の外出機会の増大による社会参加や地域活性化の促進 ・病院や商業施設へのアクセス確保による生活環境の向上
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・集落サロンや老人クラブ等への出前講座により、公共交通に対する知識を充実させ、利用へと繋げる。(にかほ市) ・公共交通マップを作成し、市内を運行する複数の公共交通を分かり易く表示し、利用者が幅広く活用できるようにする。(にかほ市) ・利用需要を把握し、需要に応じた路線再編を行い、利便性を向上させる(にかほ市)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
運行経費から国県補助および運賃収入、広告収入を差し引いた経費をにかほ市で負担。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和 6 年 5 月 26 日（第 1 回）	令和 5 年度事業決算報告、令和 6 年度事業予算計画、AI オンデマンド交通実証運行、コミュニティバスダイヤ改正、地域公共交通計画の修正について、承認を得られた。
・ 令和 6 年 6 月 26 日（第 2 回）	令和 7 年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請（案）について承認を得られた。
・ 令和 7 年 1 月 24 日（第 3 回）	令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する一次評価について承認を得られた。
・ 令和 7 年 2 月 25 日（第 4 回）	にかほ市コミュニティバス（フィーダー系統路線）のダイヤ改正について承認を得られた。
・ 令和 7 年 6 月 23 日（第 1 回）	令和 6 年度事業決算報告、令和 7 年度事業予算計画、令和 8 年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請（案）について承認を得られた。
19. 利用者等の意見の反映状況	
・ 令和元年度	コミュニティバス利用者へ利用者アンケートを実施。
・ 令和 3 年度	にかほ市地域公共交通計画策定に係る市民アンケート、高校生アンケート、民生児童委員アンケート、住民グループインタビュー調査を実施。
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要	
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】	
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等	
※該当なし	
（２）交通手段の検討状況	
※該当なし	

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1

（所 属）にかほ市企画振興部連携推進課

（氏 名）佐々木 亮

（電 話）0184-43-7510

（e-mail）renkei@city.nikaho.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
にかほ市	株式会社象潟合同交通	(1) 院内・小出線②	仁賀保駅前	小出診療所前	仁賀保駅前	往 27.7 km 循環線	242日	363回			路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所において地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(2) 院内・小出線②	仁賀保駅前	小出診療所前	仁賀保駅前	循環線 復 27.7 km	242日	363回			路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所において地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(3) 釜ヶ台線①	釜ヶ台	院内小学校前	仁賀保駅前	往 26.1 km 復 km	242日	146.5回			路線定期	②(1)	仁賀保駅前バス停留所において、地域間交通ネットワークJR羽越線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(4) 釜ヶ台線②	仁賀保駅前	小出診療所前	釜ヶ台	往 25.6 km 復 26.2 km	293日	586回			路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所において地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(5) 釜ヶ台線③	仁賀保駅前	院内小学校前	釜ヶ台	往 km 復 28.2 km	293日	146.5回			路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所において地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(6) 大竹線①	金浦駅	大竹	仁賀保駅前	往 24.5 km 復 24.5 km	242日	2178回			路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所において地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(7) 上郷・小滝線①	象潟駅前	松ヶ丘	湯の台	往 20.4 km 復 20.4 km	293日	732.5回			路線定期	①・②(1)	象潟駅前バス停留所において、地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(8) 上郷・小滝線③	象潟駅馬	旭塚・小滝	湯の台	往 16.7 km 復 km	293日	121回			路線定期	①・②(1)	象潟駅前バス停留所において、地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(9) 上郷・長岡線⑤	湯の台	長岡・長岡倉庫前	象潟駅前	往 km 復 14 km	293日	146.5回			路線定期	①・②(1)	象潟駅前バス停留所において、地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(10) 平沢線②	芹田	仁賀保駅前	はまなず団地前	往 11.6 km 復 11.6 km	242日	1,694回			路線定期	①・②(1)	平沢新町バス停留所において地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(11) 小砂川線①	象潟駅前	中学校前	三崎公園前	往 13.1 km 復 12.9 km	293日	586回			路線定期	①・②(1)	象潟駅前バス停留所において、地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③
	株式会社象潟合同交通	(12) 小砂川線②	ねむの丘前	中学校前	三崎公園前	往 14.7 km 復 14.6 km	293日	2000回			路線定期	①・②(1)	象潟駅前バス停留所において、地域間幹線系統本荘象潟線に接続	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

4-5 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

- フィーダー系統は、広域交通を保管する役割を担い、地域内及び地域間の移動に対応する重要な路線です。
- これらの路線は、買物・通院・通勤・通学時の移動手段としても利用され、それぞれの系統が生活を支える重要な役割も担っています。
- しかしながら、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する必要があります。

表 補助系統にかかる事業及び実施主体の概要（1/2）

系統名	起点	経由地	終点	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
院内・小出線 ②	仁賀保駅前	小出診療所前	仁賀保駅前	平沢新町バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続	道路運送法第4条（一般乗合）	路線定期運行	株式会社象潟合同交通	フィーダー系統
院内・小出線 ②								
釜ヶ台線 ①	釜ヶ台	院内小学校前	仁賀保駅前	仁賀保駅前バス停留所で地域間交通ネットワークJR羽越線に接続				
釜ヶ台線 ②	仁賀保駅前	小出診療所前	釜ヶ台	平沢新町バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				
釜ヶ台線 ③	仁賀保駅前	院内小学校前	釜ヶ台	平沢新町バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				
大竹線 ①	金浦駅	大竹	仁賀保駅前	平沢新町バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				

表 補助系統にかかる事業及び実施主体の概要（２／２）

系統名	起点	経由地	終点	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
上郷・小滝線①	象潟駅前	松ヶ丘	湯の台	象潟駅前バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続	道路運送法第４条（一般乗合）	路線定期運行	株式会社象潟合同交通	フィーダー系統
上郷・小滝線③	象潟駅前	旭塚・小滝	湯の台					
上郷・長岡線⑤	湯の台	長岡・長岡倉庫前	象潟駅前	象潟駅前バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				
平沢線②	芹田	仁賀保駅前	はまなす団地前	平沢新町バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				
小砂川線①	象潟駅前	中学校前	三崎公園前	象潟駅前バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				
小砂川線②	ねむの丘前	中学校前	三崎公園前	象潟駅前バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				

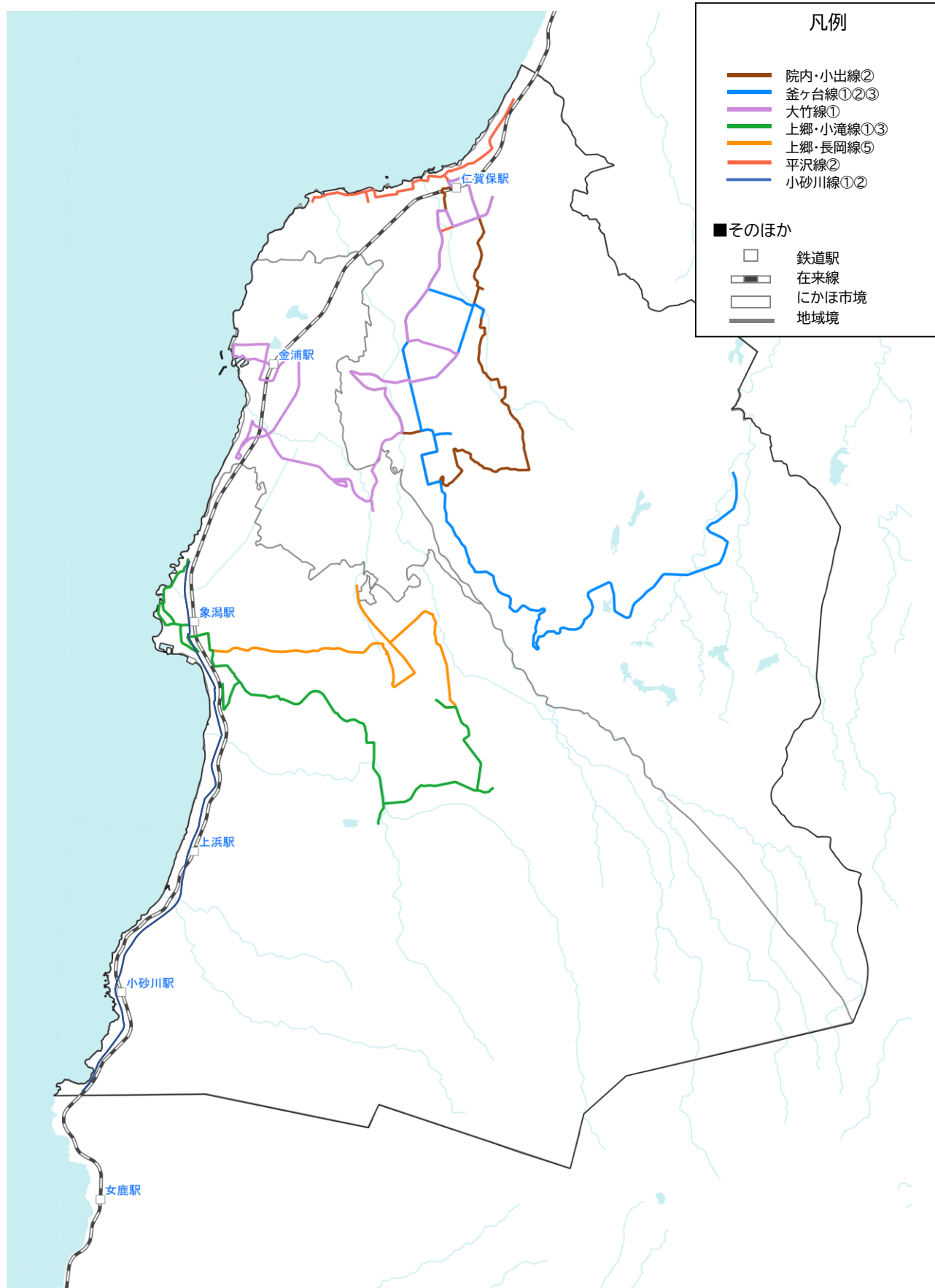


図 補助系統に係る路線

にかほ市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

にかほ市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 号中「総務部総務課」を「企画振興部連携推進課」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 6 月 23 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

にかほ市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

新	旧
(事務局) 第 1 4 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、にかほ市企画振興務部連携推進課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。	(事務局) 第 1 4 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、にかほ市総務部総務課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

にかほ市地域公共交通活性化協議会規約

（目的）

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議及び実施に係る連絡調整を行うため、並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、にかほ市内の各地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、各地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議及び調整するために、にかほ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会は、事務所を秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地に置く。

（事業）

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市運営有償運送の必要性及び旅客からの収受する対価に関すること。
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第 4 条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) にかほ市
- (2) 公共交通事業者
- (3) 東北運輸局、秋田県、道路管理者及び公安委員会
- (4) 住民、地域公共交通の利用者
- (5) 関係団体
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

- 2 にかほ市は、協議会を代表する。
- 3 協議会に委員を置き、委員は第1項各号の区分に応じ、別表のとおりとする。
- 4 協議会に専門的知識を有するアドバイザー等を置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、にかほ市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、その会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の互選により定める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監事)

第7条 監事は、委員の互選により定め、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務の執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 監査の結果を会長に報告すること。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠又は増員による委員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出さ

せ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面審議)

第10条 会長は、軽微な変更に限り、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第13条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、にかほ市~~総務部総務課~~企画振興部連携推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会は、委員に対し、報酬及び費用弁償を支給することができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年7月11日から施行する。

(会議招集の特例措置)

2 第1回目の会議は、第9条第1項の規定にかかわらず、にかほ市長が招集する。

(委員の任期の特例措置)

3 協議会の設立初年度の第8条に定める委員の任期は、同条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成30年6月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この規約は、令和3年6月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この規約は、令和4年5月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この規約は、令和7年6月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第４条関係）

区分	協議会を構成する委員
第４条第１項第１号	にかほ市長又はその指名する者
第４条第１項第２号	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長又はその指名する者
	羽後交通株式会社取締役社長又はその指名する者
	株式会社象潟合同交通代表取締役社長又はその指名する者
第４条第１項第３号	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者
	秋田県観光文化スポーツ部長又はその指名する者
	秋田県由利地域振興局総務企画部長又はその指名する者
	東北地方整備局秋田河川国道事務所長又はその指名する者
	秋田県由利地域振興局建設部長又はその指名する者
	にかほ市農林水産建設部長又はその指名する者
	秋田県にかほ警察署長又はその指名する者
第４条第１項第４号	秋田県が設置する公共交通に関する協議会委員（地域公共交通利用者）
	象潟自治会長連絡協議会（上郷地区地域公共交通利用者）
	金浦自治会長連絡協議会（大竹地区地域公共交通利用者）
	仁賀保地区自治会代表会（小出地区地域公共交通利用者）
	仁賀保地区自治会代表会（釜ヶ台地区地域公共交通利用者）
	公募委員
第４条第１項第５号	にかほ市商工会会長又はその指名する者
	一般社団法人にかほ市観光協会会長又はその指名する者
	にかほ市社会福祉協議会会長又はその指名する者
	にかほ市老人クラブ連合会会長又はその指名する者
	にかほ市地域婦人団体連絡協議会会長又はその指名する者
	にかほ市ＰＴＡ連合会会長又はその指名する者
第４条第１項第６号	学識経験者
第４条第１項第７号	にかほ市商工観光部長又はその指名する者
	にかほ市市民福祉部長又はその指名する者
	にかほ市教育委員会教育次長又はその指名する者